

京都市告示第 356 号

京都市国際交流会館条例第3条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市国際交流会館を臨時に休館します。

平成19年2月6日

京都市長 榊本 頼兼

臨時休館する日 平成19年2月20日（火）

（総務局国際化推進室）